

令和8年第1回教育委員会定例会議事録

日時：令和8年1月7日（水）午前9時00分

場所：香南市役所6階 604・605会議室

教育委員：三木守教育長、百田久範委員、中元啓恵委員、亀川孝志委員、森本美穂委員

事務局：坂本教育次長、小松(昌)学校教育課長、猪原こども課長、山崎生涯学習課長、小松(泰)教育研究所長、田淵学校教育課長補佐、杉村学校教育課主査、池本学校教育課主査

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 指定学校の変更の承認について【非公開】
- 日程第3 報告第1号 就学援助の認定について【非公開】
- 日程第4 報告第2号 第119回香南市議会定例会（12月議会）の報告について
- 日程第5 その他 行財政改革の進捗について
旧夜須保育所・幼稚園の活用について
卒業式・入学式の日程について
- 日程第6 教育長報告

開会 午前9時00分

教育長

ただいまから令和8年第1回香南市教育委員会定例会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1「議事録署名委員の指名について」は、百田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは議題に移ります。

本日の議案は1件、報告が2件、その他の件が3件です。よろしくお願いいたします。

なお、詳細な説明は各議案等の審議の際に担当課より説明をいたします。

初めに、議案第1号「指定学校の変更の承認について」と、報告第1号「就学援助の認定について」は、個人情報を含むものであるため非公開とすべきと考えます。賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

教育長

はい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、3分の2以上の賛成を得ましたので、議案第1号及び報告第1号を非公開とします。

日程第2 議案第1号 指定学校の変更の承認について【非公開】

日程第3 報告第1号 就学援助の認定について【非公開】

（非公開を解く）

教育長

次に、日程第4 報告第2号「第119回香南市議会定例会（12月議会）の報告について」を議題とします。

次長より説明をお願いします。

次長

まず、議会の一般質問で北岡議員から教育長に対して質問があった分について、報告させていただきたいと思います。

横長の資料の16ページからになります。それと逐条解説をご覧いただけたらと思います。

この逐条解説は、北岡議員から質問があった内容で、法律や条例がたくさん出てきますので、それについての資料になります。

資料の1ページ目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条で、第4項に「教育長は常勤とする。」と規定されておりまして、第5号に「教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」という職務専念義務について規定したのになります。

これを受けて、市の教育長の勤務時間について規定をしている条例が3ページになります。

「教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めのある場合を除くほか、一般職に属する職員の例による。」ということで、教育長の服務に関して定めている部分については、この一文のみとなっております。

それと、4ページ目が職務専念義務の免除に関する条例と、5ページ目が職務専念義務の免除に関する規則になります。

この2つの条例と規則で、職務専念義務の免除を受ける場合は、「あらかじめ教育委員会又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。」ということで、職務専念義務の免除ができるものについては条例で定めております。また規則では、もう少し詳しく、どういったものを免除できるかということの規定しております。

それと、6ページ目が質問の中にも出てきておりましたが、北岡議員が開示請求をされて、教育長が役員等に就任している組織・団体を一覧にまとめたのになります。

7ページ目が、教育長が講師の依頼を受けて市外の学校等へ行った、6年度と7年度の一覧になっております。

これを参考に見ていただきながら、質問に対する答弁について、要約したもので説明させていただきます。

この一般質問の16ページ以降を見ていただいて、北岡議員から質問があった部分について、大きくは2つです。

1つ目が、教育長の本年3月議会での教育委員会定例会での公開の答弁が法令遵守かということと、教育長の本年9月議会でのよさこい祭り参加実行委員会の補助団体の代表就任の答弁が法令遵守かということところです。

1つ目の質問ですけれども、3月の一般質問で、令和6年10月以前の教育委員会定例会が公開、周知をされていなかったことについて、教育長が「不十分であったが、法令に対する違反とは考えていない」と答弁したことについて、10月までは何が不十分で、11月以降はどのような方法で公開、周知をしているか。また、3月議会での一般質問答弁を撤回して、陳謝すべきであると思うという内容の質問に対して、「令和6年10月までは本庁玄関前の掲示板に教育委員会の開催について、日時、場所、議事日程を掲載した告示文書を掲載するのみで、市民が容易に開催を知ることが出来なかったことが考えられます。傍聴ができるということも積極的にお知らせすることが出来ておりませんでした。11月以降は市のホームページに日時、場所、議事日程を掲載しております。」など、実態に対する答弁を行いました。

それと共に、「3月議会での答弁を撤回するものではありませんが、6年10月までの状態は、法律の趣旨に沿った教育委員会会議の公開が出来ておらず申し訳ございませんでした。」と答弁を行っております。

2つ目の質問の9月の一般質問でもありました、教育長の職務専念義務についての質問ですが、12月議会では地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に規定されている職務専念義務についての認識、それと香南市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例、

香南市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の認識についての質問とあわせて、教育長の勤務時間や休暇の管理をどのように行っているか、また職務専念義務の免除の申請がこれまで教育委員会に出されていないかについて、教育委員会に諮るべきではないかなどの質問がありました。

答弁としましては、「法律の第11条第5項の規定は、平成27年4月より、教育長が常勤の一般職から常勤の特別職となり、地方公務員法の適用を受けなくなったことにより、一般職と同様の職務専念義務について規定されたこと、職務に専念する義務の規程に関する条例や規則については、職務に専念する義務の免除について、承認を受けようとするときはあらかじめ職務専念義務免除承認申請書により、教育委員会の承認を受けなければならないことが規定されている。」という答弁を行いました。

また、教育長の勤務時間や休暇の管理につきましては、総務課長の答弁として、「現状、教育長の服務については特別職ということで、一般職のように出退勤や休暇の管理というものは持っていない。教育委員会と協議して、できるだけ対応できるように検討する。」と答弁しておりますので、今後、総務課と協議を行っていくこととなります。

また、職務専念義務の免除申請については、「これまで教育委員会にかけたことがありません。現在就任している団体の役員または講師について、職務専念義務の免除が必要なものはないと考えております。」と答弁しております。

ただ、議員からは、教育長は自分だけの解釈ではなく教育委員会に諮って確認してもらったかどうかという指摘もありましたので、「教育委員会での範囲を事前に確認してもらうか、あるいは教育長判断で職務として何ら問題がないものであるかの確認作業を教育委員会で行いたいと思います。」と答弁しております。

これにつきましては、現在就任している団体の目的や活動内容と講師については、依頼元や時間帯、謝金の有無について、改めて整理してから教育委員さんにお示しをして、教育委員会の中で協議を行いたいと考えております。

今現在、総務課でも整理をしてくれておりますが、教育委員会でも職務専念義務の免除のことにつきましては、県内の教育委員会にも調査をして、どういったものを教育委員会にかけているか、かけていないかとかということも含めて、調査をしたいと思っております。調査結果を合わせて、また教育委員会でも教育委員さんにお示しをして、協議をさせていただきたいと思っております。

最後に、教育委員会での協議についての質問で、10月、11月の教育委員会で北岡議員の一般質問の内容について、教育委員さんの意見を求めることを出ささせていただきましたけれども、事務局側から法令の解釈の説明がなかったこと、それから教育長が補足説明をしたことについて、公平性に欠けるのではないかとといった質問がありました。

これにつきましては、「事前の資料配布、1回目の会議で説明を行い、期間を置いて2回目行ったことで、委員さんにとっては十分にご自身で考えていただける時間も確保できたと思っており、特段不公平な方法であったと思っておりません。」と答弁しております。

北岡議員の質問に対する答弁は以上になります。

教育長

報告ありましたけれども、「幾つか教育委員会の中で協議をします。」という答弁をしている内容もあります。今日その時間はとりませんが、改めて先ほど説明について、資料の中にもありますけど、私自身が外の団体での役員になっているということが教育長としての職務になるかならないかです。この判断基準を僕個人の判断ではなくて、教育委員会として一旦そこに判断基準を設けてはどうかということです。

それから、特に具体的な例で言うと、研修や外から頼まれて講師として話をしに行くことが、教育長としての職務として行ける内容と、職務ではない内容が混在しています。僕自身も混在していると判断しています。その混在している中の線の引きどころ、そのことについて教育委員会を通して許可をもらう作業を必要とするかしないかです。そういったことについての確認を改めて時間をとらせていただくようになります。

北岡さんのこの件については、以上の報告でよろしいですか。今ここで確認しておきたいことは何かありますか。

亀川委員

先ほど次長の方から、県内の教育委員会の実態を調査するということでしたが、県の方はど

うですか。

次長

今のところ市町だけで考えています。ただ、県の方にも聞いてみたいと思います。

亀川委員

県にも聞いてみた方が説得力のある答えは出しやすいと思います。

次長

県の方にも確認するようにします。

教育長

結局、外部団体に名前を置いてあるものの、県教委から依頼があることが少なくはないので、県教委として、それに教育長が名前を載せることを、勤務として来てもらっているか把握しているのかですね。

県がどう考えているかということもあると思いますので、県教委としての判断についても確認をしておきます。

他にございませんか。

森本委員

最終的に北岡議員が求めているのは、その部分がおかしいかおかしくないかということに関して、調査結果で皆さんやっていて、ここはおかしくないですよってということだとしても、そこで終了です、がおかしいじゃないか、だから教育委員会で確認作業をしてほしいというところが最終的なところですか。

次長

今のところ、一覧載せてありますけど、個人的に講師の依頼があったものは休暇を取っているという整理です。

職務か休暇をとって行くかという整理なので、その判断を教育長が自分だけで判断するのではなくて、一定教育委員会で確認をとったらどうかというような意見でした。そもそも、職務だと分かるものについては、かけなくていいだろうと。ただ、少し曖昧なところについては、確認をとって職務専念義務の免除を出すのか、それは職務なので職務で行っているという確認を教育委員会でもしてもらったらどうかと。要は、教育長自身が1人で判断するのではなくて、というところを言われていました。

森本委員

その部分は、事務局の方で教育長が時間外であればもう全く出さないという形ですか。

次長

現状はそうです。

出退勤の管理はしていませんし、休暇の管理も今はない状況なので、北岡議員からは何らかのものがいるのではないかという。

それについては、総務課の方で検討するという事になっています。

教育長

特別職の常勤ってところで、総務課の解釈では自己管理。要するに、年休とることを誰が許可するか考えたときに、「特別職だから、そこは全部自己管理でいいだろう。」という考え方で、今の段階では教育長が出退勤をシステム的に出したりすることは高知県内ではないらしいです。ただ県外ではあるらしい。

「県外でやっているやり方は勉強してみないといけない。誰がそれを認めるか認めないかは別にして、折衷案的なところを総務課で改めて勉強して提案をしてみたい。」というふうなことを言われていました。

なので、講演会も夜呼ばれる分とか土日に呼ばれる分は、最初から勤務時間外なのでいいですが、勤務時間内に他市町村の学校の教員研修等で講師ってなると、勤務時間の中になるので、それに対して行くことについて、職員的なことと言えば、僕の中では年休です。勤務について、休みに位置づける考え方でやっているけれども、休みをとるための申請書がないという状態です。そこはそれで全然かまわないという考え方で、高知県内の他の教育長もその流れでやっているけれども、そこをもう少し明確化することも考えてみる。他でやっていることと合わせながら、うちのやり方を、教育長の職務の確認の仕方というか在り方については、改めてご意見いただくというところです。

森本委員

説明していただいて、すごくよく分かりました。

結局、非常勤であると、私たちが教育委員でありながら、別にその他の時間で何をしてもそれを市役所に届けるとか、許可をもらうとか、そういったことは必要ない。

ただ、教育長は常勤で状況も大分変わっており、また時代も変わってきている中、最近ではチェック作業もうるさくなっておりまして、そこで教育委員会にかけて「大丈夫です。」というのでいいのか。私個人としては必要ないことかもしれないと思いついて。というのが、総務課の方でちゃんとそういうシステムが出来ていて、許可を誰にもらうかということでもないですけども、申請をして、全然関係ないことをしている訳ではないということが届出をしていけばそれでいいのではないかと、ということかもしれないと思いついて。

教育長

他に何か確認しておきたいことはございませんか。

よろしいですか。

では続いて、こども課から説明をお願いします。

こども課

こども課から議会のことについて報告をさせていただきます。

まず、一般質問のことについてご報告をさせていただきます。

こども課に関係するのは、24ページの岡本議員になります。岡本議員からは子どもの遊び場対策ということで、質問を4点いただいています。

1点目、2点目については結果の報告ですが、3点目の配布枚数を1枚目から2枚目に増やすことについては、「過去3年間の実績で対象世帯約2,000世帯になりますが、そのうち実際引き換えを行っている世帯は約45%で、追加でもう1枚購入をした世帯が約20%ですので、ニーズとしてはあまりないので、来年度についてはこれまでと同様の形を考えています。」ということで答弁させていただきます。

議会の時には、まだ予算要求の査定をしている段階でしたので、確実にこうなりますということも言い切れなかったということもあり、「今年度も同じ状況を考えています。」というお答えになっています。

対象は0歳から小学校6年生までの世帯主宛に1枚を交換できるように引き換え券を送っているという状況です。予算関係の三役ヒアリングがありまして、そこで最終的にどうしていくのか協議をした中で、市長の方から対象年齢を就学前までに一旦してほしいと。財政の見直しもありますので、来年度は就学前までにして欲しいという話がありましたので、もう一度予算編成をし直して、来年度は対象年齢を変えて、実施をしていきたいと思っています。

次、4点目の妊産婦への配布については、妊産婦の運動不足の解消としての配布をできないかという質問ですけれども、この子どもの遊び場確保事業の目的自体が、子どもを安心して遊ばせることができる機会を増やすということと、のいち動物公園の利用料に係る保護者負担の軽減を図ることを目的とした事業ですので、「この事業の中では、妊産婦を対象とした配布は考えておりません。」ということでお答えをさせていただきます。

こども課に関係する一般質問は以上になります。

条例の方について、ご報告をさせていただきます。こども課は3件、条例を出させてもらっています。

まず一つは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正になります。この条例の主な改正点は、保育所等における職員の虐待等の発見時における通報義務が加わった、ということになります。

議案を審議する教育民生常任会におきましては、現在、虐待が問題視されている状況はあるのかとか、子どもに対して乱暴な言葉を使うことや強引に手を引っ張る、早くしなさいというようなことがあったとしても、人によって指導や助言の範疇と捉えたり、そうでないと判断が分かれるところであると思うので、全国保育連絡協議会が作成をしているチェックシートを使ったチェックや、所長、園長会、副所属長会で、事案の共有を図るべきと思うが、実情と今後の考え方はどうなっているのかということであるとか、家庭へ帰って、友だちとの関係性や先生にこんなことをされたっていうようなことを子どもが親に話すことあった場合、そのことを親が園に話した時の窓口や確認方法、これまでどのように対応してきたかというような質問がありました。

虐待の状況については、民間施設も含めて、疑われるような事案は現在のところはないとい

うことを報告しております。それと、チェックシートを使ったチェックについては、現段階では行っていませんけれど、来年度から実施をしたいと考えておまして、チェック項目などを研究しています。ということをお答えしています。

委員の方から言われていた全国保育連絡協議会が作っているチェックシートというのは細かい項目ごとになっているものですので、それを毎回やってもらうというのはあまりにも量が多いので、それを要約した形でやりたいと思っているので、それを今研究しているところです。ということで回答させてもらっています。

それと、親からの相談窓口の対応についてですけれども、相談が担任である場合もあれば、園長に直接ある場合もありますが、受けた職員が必ず事実関係を確認する。担任であれば、所園長に必ず報告をする。その中で事実関係を確認した中で検証を行って、職員会でも共有をする。場合によってはこども課への報告もあるということをお答えさせていただいております。

それと、虐待の事については、県外も含めて様々な事案が報道されます。報道された時に、全てではないですが、これは周知をしておきたいという案件がある場合は、私の方から所園長会の時に「こういう記事が出ていました。先生方見てくださっていますか。確認しておいてくださいね。これは職員の方にも周知をしておいてください。」というようなのは、これまでもやってきておりますので、「それは今もやっています。」ということをお答えをさせていただいております。

この条例の改正につきましては、全員賛成で可決をされております。

それと、こども誰でも通園制度に関する二つの条例の制定につきましては、議会の最終日に追加議案として上程をさせてもらっています。

議員の方からは、安全計画をどのように策定するのか、運営規定の公表をどのように行うのかというような質問がありました。安全計画につきましては、「保育所等の運営において、現在作成をしている計画の中に、こども誰でも通園制度に関する内容を追加記入することで良いということになっていること、運営規定の公表については、実施事業所が行うことになっています。その内容については、利用する保護者に説明しなければならないということになっていますので、民間事業所が実施する際の公表の仕方については、市であれば市のホームページに掲載をしますが、民間事業所がする場合は、民間事業者がホームページで公表する。ホームページを作成していない事業所はどうするのかというようなこともできますので、そのことについては、今後整理をしていく必要がある。」ということをお答えしています。

実際、こども誰でも通園制度をやる事業所は、今のところ夜須こども園しか予定をしておりますので、そこで運営をスタートして徐々に民間の方へも依頼をしつつ、整理をしていくというふうには考えています。

この条例2つについても、全員賛成で可決をいただいております。

こども課からの報告は以上です。

教育長

先ほどの説明について、ご意見ご質問ございませんか。

(意見なし)

それでは、一旦休憩を挟みたいと思います。

(休憩)

教育長

時間になりましたので再開をします。

学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

1 ページ目の県立高校再編のことで、城山高校のことは学校教育課長となっており、自分からは、城山高校との連携でどんな活動をするかということ構えていましたが、質問の趣旨が、地域住民等身近な問題であるけれども、高校の再編計画がどのように進んでいくか、進んでいっているかというような内容だったので、副市長が答弁をしてくれました。その内容は次長よりお願いします。。

教育次長

北本議員から、城山高校の今後のあり方の検討について市としてどう関わっていくかというご質問に対して、副市長の方から、「県下の人口減少、少子化に歯止めがかからず、県全体の中学校の卒業生数は平成25年度からの10年間で約1,100人減少しています。さらに県立高等学校において、令和6年度から令和15年度までに全日制の生徒が約25%減少することが見込まれているなど、県内の高校を取り巻く状況は大変厳しくなっております。その中で県教育委員会は、令和7年度から8年間の計画期間とする「県立高校のあり方の指針となる県立高等学校再編計画」を昨年度末に策定しております。この再編計画の中で、県内の県立高校が地域で果たすべき役割ごとに5つのグループに分けられて、その方向性が示されております。城山高校は、その中で「中山間地域等の小規模校」に位置づけられており、努力目標として入学者数を原則41人以上とすることを目指すとされております。中山間地域等の小規模校の魅力化・特色化を推進するため、学校と市町村、地域等の関係者で構成される新組織「地域コンソーシアム」を立ち上げ、生徒数確保に向けた努力目標を設定の上、その実現に向けた具体的取り組みのアクションプランを作成することとされております。城山高校の令和2年度から5年間の入学者数、1年間の平均が26人ということで、再編計画で求められている入学者数原則41人という努力目標を達成するためには、香南市内の中学生の城山高校への進学率を高めることは不可欠です。市としまして、県教委、城山高校とともに、香南市唯一の公立高等学校である城山高校の今後のあり方を検討していく必要があると考えております。」という答弁をしております。以上です。

学校教育課長

そして、続いて2ページに「通学路の安全」ということで、樽本議員の方から、小中学生が安全に通学できるようにと、センターライン、外側線、横断歩道などの点検や改修は行われているかということ、自分の方からは、「令和4年に「香南市通学路安全点検プログラム」というものを策定してありまして、毎年、通学路の交通安全確保における合同点検を実施しています。今年度の合同点検の結果、センターライン、外側線などの要望はなく、改修は行っていません。要望があった横断歩道や停止線が薄くなっている箇所については、すべて塗り直しで対応を予定しています。そのような回答を南国警察署より貰っています。」というような内容で答弁しています。

続いて13ページ、馴田議員から、株式会社ホーユーの倒産を巡っては、それぞれ多数の学校で給食の提供が困難になったことが報道されている。市の給食の安定的な提供についてどのように考えているかと。これは、行財政改革の取り組みの中で給食センターのことが出ました。そこについては、私の方からの答弁としては、「現在、香南市が香南市行財政改革推進会において民間活力の活用で、給食センターにおいて検討している業務は、給食調理、配送、回収、及び洗浄、掃除業務を予定しています。仮に委託する場合は、その業者選定において長期的な契約の導入や、例えば1日1,000食以上の大量調理実績の有無、また他の給食センターの運営実績、緊急時のバックアップ体制、委託業者が業務継続困難の状況になった際の履行保証人の確保など、コストだけでなく総合的に判断することにより、安定的な供給体制の確保が図られるものと考えております。」というようなことで答弁しています。

最後に、15ページに「部活動地域展開」のことについて。生涯学習課とセットで行っているのですが、私の方からは、部活動地域展開ということ、名称が変更になったその説明をということだったので、プラス、現在まで行ってきた中学校部活動検討委員会の検討内容は、ということでも聞かれました。

検討内容については、「現在、教育委員会事務局と市内中学校校長が参画する「中学校部活動検討会議」というのを実施し、地域展開を実施するにあたり、運営団体の組織体制、指導者の確保、平日と休日の指導体制の連携、公費負担と受益者負担、部活動場所と移動手段、そして事故発生時の管理責任など、様々な問題について検討を進めているところです。今年の第1回の会議は10月7日に開催しまして、先に述べた内容に加えて、部活動の地域展開完了期限をいつにするか、それに伴う移行スケジュールの検討などを行いました。2回目の会議は12月15日に高知県教育委員会保健体育課の部活動改革担当チーフを招聘しまして、高知県における地域展開の現状と課題についてご指導いただく予定。その知見を基に、本市としてどのような地域展開に取り組むのか、具体的な方策が決定できるように努めていく。」というような答弁をしております。

実際、県から来ていただいて、この前研修したところです。自分の方からは以上です。

教育長

学校教育課からの説明がありましたが、これらについてご意見ご質問はありませんか。よろしいですか。

では、次に生涯学習課よりお願いします。

生涯学習課長

それでは生涯学習課からの議会での一般質問についての回答について報告させてもらいます。資料でいきますと、一般質問の中のページ数 15 ページあたりになります。先ほど学校教育課長の方から話がありました土居議員から、部活動の地域展開についてというところで、学校教育課長の方では、今までの流れというところの報告になっています。

生涯学習課の方は、3番、4番、5番、「地域クラブ活動に関する認定制度とは」というところになります。今日お配りした資料をお願いいたします。骨子という形で令和7年10月の内容を見ていただいて、という風になります。

まず報告させてもらいますけれども、地域クラブ活動に関する認定制度についてというところが質問にございました。認定制度というのはどういうものかということ、もう1つの資料「部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する総合的なガイドライン」に沿って認定をしていただきたいというところがございます。

内容にいきますと、認定制度とは、というところで、学校部活動の地域展開に伴い、生徒のスポーツ・文化・芸術活動の受け皿となる地域クラブを市町村などの地方公共団体、学校の定めた認定要件や認定手続き等に基づいて認定するもの、という風になります。

ただしこれは2つの資料があるので本当は時間かけて説明した方がいいのですが、まずこのカラーがついています。こちらの資料を開いていただいて、2ページをご覧ください。骨子の方の2ページをご覧ください。

新たなガイドラインの今回の地域展開の中の骨子のポイントというところがあります。一番上にありますところで、今回の地域クラブというところを見ていただければ、地域クラブ活動においてはというところがあります。改革の理念等のところ。学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出する、ということが大きなテーマになっています。

地域クラブ活動という形で受け皿を作ったとしても、今、学校で行っている事業を、教育的意義を継承して、それを発展させながら団体を育成していくという形になりますから、なかなかハードルが高いことが想定されているというところです。

財政的支援とかいろんな内容が今後出てくると思いますが、それに輪をかけて、今度は白黒の資料の後ろのページの方になります。14ページをご覧ください。

14ページに、認定地域クラブ活動指導者の登録制度というのがあります。まず認定という組織も作らないといけませんし、指導者の育成もしていかないといけないところがあります。

指導者を育成するにあたって、ここの内容にもありますけれども、いろんな研修を受けていただくという形が必要になってきます。学校の部活動が担ってきた教育的意義を継承するという形になりますから、学校の先生でないとなかなか難しい状況の記載がございます。

18ページに、この研修を受けていただいて資格を得られるというところがあるのですが、18ページの2番を見ていただきますと、教育免許を有する者やスポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部、受講したと、研修を受けたことにみなす、というふうに考えられるというように、やはり学校の先生をメインに考えている、この指導者ということですね、というところが出てきます。

それと、その公認指導者資格保有者等については、2年間の研修が必要になってくる。資格を取るために。ですから案外、この国が作っている内容があまりにもハードルが高いので、この認定制度を活用して、香南市として認定した団体に対して支援をするというのはなかなか難しいというふうには考えております。また、今後、教育総合会議の中でもこういう話が出てくると思いますので、その時にもうちょっと詳細をお話しさせていただきたいと思います。

質問の内容ですが、土居議員の方から地域クラブ活動に関する認定制度が1番にありました。

2番に、指導者の人材育成と受け皿体制、受け入れ体制についての状況についての報告を、というところがございまして、事前に昨年からアンケート調査とかをずっと行っておりました

ので、受け入れ体制の現状についての報告をさせていただきました。

関係団体にアンケート及び聞き取り調査を行いました。スポーツ団体がスポ少 24 団体、スポーツ協会 27 団体、スポーツ登録団体 28 団体、全部で 79 団体に聞き取り調査を行い、スポーツ部活動については 7 団体が、一応受け入れ可能という話が上がっております。剣道とか柔道とかですね、どちらか言ったら学校にあまりないようなクラブの方が多かったというふうになります。

あと、文化部活動につきましては、香南市の文化協会 93 団体ございます。そのうち、12 月の 5 日現在で 70 団体とのヒアリングが終わりまして、35 団体が受け入れ可能という回答をいただいております。

ただ、ここで勘違いされたいいけないのですけれど、「普通に子どもたちを預かってください。」という話だったら構いませんよ、という話があります。教育的意義を残して、例えば「学校との連携をしてください。とか「どういう目標を持って」と言われてくるとなかなかできないという話が、この中でも上がっています。

この地域展開・地域移行にするにあたっては、香南市独自のやり方というものをちょっと考えて移行させていきたいというふうには思っております。

今でも 35 団体の文化団体は小学生とかも預かって茶道教室など行っているのです、その延長上で中学生もどうですか。週 1 回とか週 2 回の練習でよろしかったらどうぞ、という形で、あまりいろんなことをやってください、とは言いません。今まで通りの受け入れ体制でお願いできませんか、というところの中で話し合いを進めていくということを行っております。

12 月 15 日に県の職員の方もお迎えして、香南スポーツ協会、香南スポーツクラブの代表ともお話をさせてもらったんですけど、ゆったりとしたクラブ活動、クラブというところを香南市は目指していきましょうという中で、平日週 4 日とか、土日どちらかを練習という話ではなくて、週 1、2 回でもいいんじゃないですか、というところの中で受け入れ態勢の充実を図ってきたいというところで回答をさせていただきました。

ただ、各種団体からの受け入れ条件としては、たくさん言われています。財政的支援をしてもらいたいとか、活動場所、指導者育成のための研修の確保を徹底してください。ここまで要件を出されてしまうと、これをクリアするためには徹底的に学ばないといけないと、いうところで前向きな団体もございましたので、そういうところをお願いしたいと。

それと学校との定期的な報告会及び保護者との調整を教育委員会をお願いしたい。団体と学校とはなかなか難しいので、中に入ってもらいたいというお話がありました。安全管理体制の要望とかですね、改善する内容がたくさん示されたというふうに、アンケート結果ではなっています。

今後の方向性について、というところも聞かれました。部活動の地域展開実施するためには、地域の受け皿体制の確保が重要である一方、認定制度で示されている学校部活動が本来担ってきた教育的意義をどのように地域に継承していくのか、いう点が課題であるというふうに報告させてもらいました。

子どもたちの活動の場を確保するため、いろんな県や民間の団体と協議を重ねながら、本市の実情に応じた部活動の地域展開を推進していく必要があるということの報告と、また、受け入れ先となる地域の団体や中学校や生徒保護者が、この活動の地域展開によって過度の負担とならないような体制や制度設計をしているということの報告をさせてもらいました。

夜須中学校の校長先生から夜須独自で出来ませんかというお話も伺っています。

中規模とか小規模校に近いので、夜須なら夜須の地域の人たちとどういものができるかとか、野市中学校を移行するというのはなかなかやっぱりパイが大きいので、それを全部受け入れ体制というものがなかなか難しい。

夜須中学校についてどういうふうな展開ができるかということをちょっと協議してもらいたいというお話をいただいておりますので、そこも題材にさせていただいて地域とつなげていく、そういうやり方を今模索している状況になっております。

後半で言った夜須中学校については議会でも報告しておりませんが、ある程度できることは何かということから、出来ないところはというふうに緩和して行って、できる方向に移行できるのかということもちょっと協議をしていくというふうに今思っております。

続けてすいません。

ページ数になりますと 26 ページ、百田議員の質問がございました。

資料 26 ページの第 1 番目、香南市の過疎地域持続的発展計画（案）の中の、地域間交流という話の質問がございましたが、百田議員の聞きかかった内容は、過疎地域のことでなくて、地域間のスポーツや文化と地域でともに学びませんか、という話でした。ですので、過疎地域に限ってという話を私はせずに、生涯学習の観点からの説明をさせていただきました。

質問の内容が、生涯学習や生涯スポーツの場を活用し、地域間交流や幅広い世代の総合交流についての考え方はありませんかということでしたので、「生涯学習、生涯スポーツは、地域の活性化や持続可能な社会の実現に不可欠な要素である。異なる地域や世代が交流し、ともに学ぶことで、地域に新たな活力が生まれる。異なる地域や世代間の人々が相互に交流することがお互いの生活文化や価値観を理解し、深めるための活動となります。」ということ報告させてもらい、本来質問したかった内容というのが、市全体で開催する運動会を提案したいというところが一つと、あと、3 世代交流の事業をもっと活発にしてもらいたいというお話がございましたので、市全体で開催する運動会というものは、そもそも、香南市のスポーツ協会というものが、地域ごとに運動会を開催しておりました。今、香我美町は中止というか、一回止めておりますけれども、そのことをまとめて大きな運動会をやったらどうかと提案がありましたけれども、その話は「3 年前からまとめてやらせてもらえませんか」と話しておりますけれども、地域の中でやっぱり残したいと、吉川は吉川、夜須は夜須でやっぱり地域間交流やっていきたいという話がありましたので、その話を、乗り越えて全体でやりましょうというのはなかなかできなかったの、こういう話があったってことはまた伝えていながら、地域がそういう状況であれば全体的にやるとことも考えていく。」という話を説明させていただきました。

あと 3 世代交流事業につきましては、「今週の日曜日に 3 世代交流の新春の凧揚げ大会がございまして。そういったこととか、青少年だけでなく公民館活動の中でも 3 世代交流の事業は行っておりますので、そういうことを開催している。」ということと、あと、ご提案もございましたので、ご提案の内容も含んだ内容で今後検討していくということです。

百田議員は温かい方なので、すごく地域に密着しているような言い方をされています。大事な視点を持っている方なので、本当に、今の状況では良くないと、地域の中で孤立していると、子どもは子どもだけとか、お年寄りはお年寄りだけという話ではなくて、ともに学ぶような場所をどんどん提供してもらいたいという話でしたので、ぜひ教をいただきたいということもお話しさせていただいているので、徐々にこういう事業を進めていきたいという報告をさせていただきます。

以上になります。

教育長

生涯学習課の説明について、ご意見ご質問はありませんか？

森本委員

まだきちんとした話ではないということですが、先ほど夜須は夜須でやっていきたいという話も伺っていますという話が、ちょっとその前が土日の話だったので、まあ土日のことが割とメインじゃないですか。主旨がまた違うというか、どこの部分についてになるのか。

生涯学習課長

夜須の校長先生から言われたのは、夜須については、平日も含めて地域移行ができませんかと、いうことがもう上がっておりました。ですから、夜須には、文化団体が全部で 15 団体ぐらいます。ただ、ここも調整しないといけないのですが、夜須の文化協会というのは、各個人の家でやっていることが多いです。実際の活動は夜須公民館ではなくて、個人の家でやっているの、そこへ子どもたち連れて行くことは不可能です。そこも調整して、今度夜須の防災コミュニティセンターが立ち上がります。ここで学ぶ場を作り上げていき、そこに子どもたちが来て一緒に学んでいくという体制を作っていくという話をさせてもらっています。今、香南市の受け皿、文化協会は全部で今 90 団体。調査したら 35 団体が、受け皿、受け入れします、と言っているの、夜須中学校も独自で地域とつながりたいという話がありましたので、団体との調整をさせていただいてということになります。文化協会の事業として練習は週 1 回、多くて 2 回です。そこでよければということで、それでも 1 回交流してみたいと。夜須中学校と夜須文化協会は文化交流を定期的に行っています。発表会なんかのときも一緒に行っています。そのつながりが強いので、そういう学校で出来ないようなクラブについては、地域でどうですか、という話の意向です。

森本委員

ということは、取りあえずこの土日をメインで進めていくっていうお話でしたよね。市としては今のところ。

生涯学習課長

少し訂正します。香南市については、平日も含めて一体で考えております。香南市全体は。ただし、夜須については、どうしても先に校長先生の方から地域とつながっていきたいという話がありましたので、夜須については個別でできることからやってみましょうかという話をさせていただいたというところです。

森本委員

整理させていただくと、まず土日というのが先生方の勤務時間であるとかそういった関係で、土日は今までどおりの学校が主体でクラブをやっていくというのが難しい。ですので、国として土日は完全にどうにか別でやってほしい。ですので、そこを進めていくということですよ。

生涯学習課長

はい。

森本委員

それで、土日が関係するようなクラブ。体育会系がほとんどかと思えますけれど、そういったクラブを守っていくためには、そういった方法を考えてほしい。

そして、それとはまた別で、そうじゃないクラブというか、土日がそれほど関係ないクラブの部分も改革ということで、学校でというよりも、考えてほしいというところで市としても進めている。そして夜須は、市全体の方向性を待つという前に、もう自分たちでできることはやっていきたい、ということでもよろしかったですか？

生涯学習課長

そうです。本当言いますと、夜須単独だけでなく香南市全体で動いていくという話です。ただ本当にコンパクトな学校で、それなりに受け皿もあるという中で、お互いがWin-Winの部分がある地域よりもちょっと強いので、そういうところが可能ではないかというところがあったので、話を進めさせていただいています。

ただ赤岡についてもできます。もともとバドミントンしかクラブがなかったので、クラブ自体がないので、今の意向、それと赤岡には絵画教室をやられている方とか書道教室をやられている方もたくさんおられるので、そういうところと繋げることはできます。

ただ、それを個別でやりすぎると野市はなかなか受け皿が難しい。野市は子どもたちが多くて、それをどんどん受けるとなると、なかなか難しくなってきます。ですから、市としては、全体に流し、全体にお願いしますというかたちをやっていきますけれど、やはり、バランスを考えた時に、土日も含めた地域展開を香南市は進めていく。平日も含めた、土日も全体としての地域展開をしている夜須については現状の受け入れ先に対してお願いをしていくというところで、独自の動きで夜須については大概埋まっています。今のクラブというものが埋まっていく。赤岡も、もともと数が少なかったのもそんなに難しくはないと。

ただ、香我美と野市について地域展開に持っていった時に、受け皿体制のまだ足りないところが多いというところがあることを、今後調整をしていく必要があるというように思っております。ですから、全体には流していきますけれど、ゴール時期が一本で同じようにという話は難しいと思っております。

森本委員

テストケースみたいな形で、夜須とか赤岡で地域に任せるというか、コミュニティセンターのようなところで。それがどういった状況でやっていけるか、やっていける、そういった実績ができていくと、また野市とか香我美でも。今の時点でやってくださいとなると、なかなか難しいかなと思うんですけど。やり方なんかもうノウハウが分かってくるし、そういったのはいいかなと思ってお聞きしました。

生涯学習課長

私の感覚の問題ですが、子どもたちをテストで使うというのはあまり好きではないので、テスト的にどうかという話はあまり言いたくないところがあります。成功のために事前準備をしておいて、話し合いの中で繋げていく。受け皿もちゃんと徹底的に支援をしながらという形をとって、夜須を作り上げていく。順番をどうするかという問題があるだけで、テストではなくて、ここはこういけるからいきます、というある程度支援策を作ったうえで動いていこうと思

っております。

森本委員

学校の校長先生の方も、もちろんそういったことも踏まえて、やっていってくださると思う。完全に関係ない外の団体にバツと任せるといったのではないと思いますので、そこは安心しております。

教育長

はい。他にご質問等ありませんか？

森本委員

あの、最初の城山高校についてなのですけれど、北本議員の質問で「え、どうして香南市で県の学校の話？」というところでちょっと分かりづらいところがあった。質問がここののかなとは少し思いましたけれども。

直近で中山間地域、香南市はちょっと当てはまらないと思いますけれども、そういったところが中高一貫、四万十町？四万十市？

10校ぐらいがというニュースを見たんですが、例えば安芸高は、安芸中・高ができましたよね。今4校ぐらいありますか？中高一貫というのは。

ニュースで見たのが、田舎の方というか、学校の存続が危ういところが中高一貫を進めていくかもというのを見たと思うのですけれど。そういったことを北本議員は言いたかったのかなという気がしました。

教育次長

中高一貫という話はないですね。

森本委員

城山高校は県の学校だから、学校自体をどうこうの情報がこちらにある訳でもないし、どういったことですかね。

教育次長

市の関わりということだと思います。城山高校の今後を検討していく中で、高知県教育委員会が検討するのですけれど、その中で、市がどういうふうに関わっていくのか。地元の高校でするので、今も県教委と市が協議をしている。そういったところの確認だと思います。

教育長

例えば、室戸高校。室戸高校は、あの近隣の子どもたちにとったら、あの建物が無くなった時に、全部安芸へ来ないといけないう話になる訳です。どうしてもあそこに学校、高等学校を残していかないといけない。でも、なかなか子どもの数がどんどん減って運営が難しくなっていく中で、子どもをもっといろんな方法で外から呼びたいというので、室戸高校が手をつけたのが女子野球部です。

女子野球部を作って、県外からも野球をやりたい女の子どんどん来なさいという形をとって、それで一定経営できる、子どもたちの数を確保する形で定着してやっているのが室戸高。

要は、同じように、その子どもがどんどん少なくなっていく中で、高等学校をそこへちゃんと置いておくための「作戦を立てなさい」というのが実は手前段階で。その作戦は学校が、学校の中で話し合いするだけでなく、地域の人と一緒に作戦を立てなさい。どうすれば学校を残していくのかというのを地域の人と一緒にプログラムを考えてみてくださいという話が、出てきたというのが最初です。

森本委員

それは室戸高校の話ですか。

教育長

いや、室戸高校だけではない。高知県内の城山高校もそうですし、こういった規模の学校がこの先、これまで通りの考え方での運営ということではもう無理だとなってきた時に、じゃあどうすれば地域に残せるかということについて、それぞれの校区毎、要するに中山間地域の学校で考えてみてください、ということが県から話があったということがもともとの話です。

森本委員

分かりました。

では、梶原高校とかのように高校を残すために、このままだと無くなるといいうところに、まあ梶原町がかなり予算なり人なりを足して、もう町全体で盛り上げているという状況がありますよね。ああいったことを香南市はどう考えているのかということですかね。

教育長

そう。まあ、あそこまでやる、やらないのレベルまでは別にして、そういったことについて一旦それぞれのその学校校区、近隣市町村で考えてみて、そんなことのプログラムを寄せ合いながら、最終的にどこの学校が残ってどこの学校を止めるかということ、どこかで判断していかないといけない中で、一方的に県の判断だけで決めるのではなく、地域の声も聴いて進めていきたいというのが県の考え方ですね。

市議会の定例会の報告については以上とします。

次に日程第5、「その他の件について」、行政改革の進捗について、次長より説明を行います。

教育次長

現在市を挙げて行財政改革に取り組んでおります。11月の末に第4回の香南市行政改革推進委員会が開催されましたので、その時の議題、その時の内容について、教育委員会に関わる部分もありますので、その部分について報告をさせていただきたいと思っております。

今年度、その行政改革を進めるにあたって、市全体各課の一つ一つの事務事業について、ヒアリングということで、副市長、総務課長、財政課長と情報推進課長と自分がヒアリング部会の委員として各課の一つ一つの事業についてヒアリングを行いました。

その中で、継続してやらなければいけない事業から見直しが必要な事業、廃止をしていく事業ということで、A・B・C・Dという評価をしました。そのCとDですね。Dがもう廃止をする事業ですけれども、Cについても、見直しをしていくというところで、それについて推進委員会の方に上げまして、委員さんの意見を聞いております。

それと併せて、ヒアリングをしていく中で、4つの大きな課題というところ。重要な行政課題として挙げたのが、1つ目は支所の運営についての検討ということで、今、財政状況が厳しくなっているところは皆さんご存じのこととは思いますが、令和5年度から単年度収支が赤字になったというところで、その主な要因の一つとして、人件費の増大というところが挙げられています。そのこともあり、支所の運営の見直しというところが一つ、検討課題として挙げられております。

それと2つ目が、保育所、幼稚園、認定こども園の運営についての検討ということで、香南市は公立の保育所、幼稚園、認定こども園が多くあります。他の市と比べても、多いというところで、子どもの人数も一定数おりますので、そこに掛かる人件費というところ。子どもがいる以上はその保育士の確保も必要ですので、正規職員、それから会計年度任用職員も含めて、その部分の財政的な負担というところが大きくなっております。

それと3つ目が、児童クラブの運営について。これについても、直営で運営しているところもありますし、今年度は委託をしているところもあります。来年度、委託から直営に変わる児童クラブもあります。その運営についての検討であります。

それから、4つ目が給食センターの運営についての検討ということで、4つのうち3つが教育委員会に関係することになっているところがあります。

給食センターの運営については、調理業務の部分についてのみになりますけれども、給食調理についての検討ということになっております。11月に委員会の方へ4つの課題ということで出しまして、これについて、検討していただいたのですが、まだ決まったものではありません。支所の運営についても、廃止に向けては検討していくということになっておりますけれども、支所を廃止することによってどれだけ財政効果があるのかということと、支所を廃止することによって市民の生活にどれだけ影響があるのか。それをできるだけ影響が少なくなるように、どのように進めていくかということも課題に残りましたので、今後、こういうところも次回の検討委員会でも継続して協議していくということになっております。

保育所、幼稚園、認定こども園の運営につきましては、できるだけ、民間活力を導入していくという方向での取り組みで進めていくという話をしております。これについても、具体的にどうということではなくて、現状、公立の保育所が多いことと職員の人数の現状について話をしております。

それと、児童クラブの方につきましても、民間委託ができないかというところで、民間への委託についての検討というところ です。

4つ目が、給食センターの運営。先ほども言いましたけれども、調理業務を今、正規職員と会計年度任用職員で行っております。調理業務については、委託でやっている市町村が多いです

ので、そういうところの、実例とか、実際今どういう風な運営をしていて、メリット・デメリットについても調査をしながら検討を進めていくと。この調理業務の運営につきましても、委託になっても、お金の面でどれほどの財政効果が得られるかということも、委員さんからは意見としてありましたので、そういうところの、資料なども今後提示をしながら進めていくということです。まずはその4つの重要な課題というところで、委員会に投げて検討が始まっているということを委員さんに知っていただけたらと思っております。

また、議事録についてはホームページ等でも公表していくということですので、議事録ができたら、それも委員さんにもお配りをさせてもらえたらと思います。

私からの報告は以上になります。

教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問はありませんか。

次に、旧夜須保育所・幼稚園の活用について、こども課より説明をお願いします。

こども課長

配布資料はありませんので、口頭での報告になります。

旧夜須保育所と旧夜須幼稚園の活用方法というのが、これまで見だせなくて建物も置いたままの状態になっています。

昨年の夏頃に、保育所を借りることが出来ないかというような問い合わせもいただいたので、庁内で協議をしました。何もせずに置いておくよりは、使いたいというところがあれば有効活用する方法を進めていったらどうかということになりました。両方の施設については、これまでも、夜須が防災コミュニティセンターを建設している関係で、地域の代表の方が入って行う夜須防災センターの整備検討委員会というのがあります。その中で、跡地利用をどうするかという協議も併せて行っています。防災コミュニティセンター自体が、夜須公民館と福祉センターと大峰の里という3つの建物の機能を1つにした建物ということもあるので、新しく建物が出来たら、その3つの建物をどうしますかということの協議、それと、同じ夜須町なので、保育所と幼稚園をどうしていきますかということも併せて、ご意見をいただいております。

2年前の令和6年11月に行った会の中でも、ご意見いただきたいというような提案をさせていただきましたが、なかなか委員さんの方から提案はなく、市の方でも考えてくれないかというようなご意見をいただいております。いただいておりますけれども、だからどうするというのがなかったところですが、問合せもいただきましたので、昨年の12月17日に行われた整備検討委員会の方で貸出しをさせてもらう方向で進めていきたいということで、一旦委員さんには報告をさせていただきました。委員さんの方からも、ぜひそうしてほしいというお話をいただいております。

問合せをもらったのは保育所の方ですが、こども課が管理をしているのは同じように幼稚園もあるので、希望する方がいるかいないかは分かりませんが、同じタイミングで公募を行いたいと思っています。スケジュールとしましては、今月の23日に公募の告示をまずホームページへ出し、広報誌へは2月号へ掲載をする予定にしております。応募の締切りを2月16日で考えていまして、それまでに出てきたところで貸付けができるのかどうかという相手先を検討するのを、2月25日にプロポーザルにより行いたいと考えています。公募を行うにあたっての公募型プロポーザル実施要領は、今最終の確認を行っている状態ですので、また2月の教育委員会の際にその実施要領と、実際にホームページや広報誌にどういうふうに載せているのかお示しをさせていただいて、改めて詳しい説明をそのときにさせていただきたいと考えています。

以上です。

教育長

一定出したときに、来るのではないかという見通しですか。

こども課長

見通しは、保育所だけです。

もし出てきたとしても、必ずそこに決まるとも限りませんし、問合せはいただいたけれど、出してきてくれるところがなかったということになれば、引き続き募集はし続けていきたいと考えています。

今は普通財産になっていてこども課が管理をしていますが、借り先が決まれば契約管財課が

管理ということで、管理者が変わることにはなりません。

教育長

取り壊しの対象には考えていませんということですよね。

こども課長

はい。

森本委員

土地はどちらですかね。

どちらかは借りている土地というふうに前はお聞きしたんですけれど。

こども課長

今は市だけです。

幼稚園の一部分プールがあったあたりが借りていた土地でして、それはお返ししているの
で、今は全部市です。

森本委員

借りている土地だから、どっちは取り壊されるっていうふうになんて聞いておりましたが、そういう訳ではないんですね。

こども課長

はい。このままです。

森本委員

また、詳しいお話をお聞きするっていうことなんですけど、そのまま借りてくれる方がいら
っしゃたらすごくいいと思いますけど、このままで予算をかけずに向こうが全部やってくれる
っていう状況が一番いいと思います。

こども課長

募集をかける時には、中の改装等の費用は借主さんの方でやっていただく予定にはしてあり
ます。

教育長

ただいまの説明についてのご意見ご質問はありませんか。

よろしいですか。

そしたら次、卒業式・入学式の日程について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

お手元にある資料の令和7年度卒園・卒業式及び令和8年度入園・入学式等出席者出席者一
覧が出来ましたので、また確認をしてもらいたいと思います。

卒園・卒業式の出席者は教育委員会から1名、毎年行っています。市長部局からは、市長、
副市長のローテーションで出席しています。

入学式については、教育委員会から各1名が出席ということになります。

また式の案内は、2週間前をめぐりに学校教育課の方に届くようになっていきますので委員の皆
さんには、棚便もしくは郵送というような形でお渡りするようになるかと思っています。

大まかな時間帯は出ていますので参考にしてもらったらと思います。

以上です。

教育長

この日程のことについて、ご意見ご質問等ありませんか。よろしいですか。

次に、教育長報告になります。

昨日の所属長会で自分からお話しさせていただいたことを報告させていただきます。

もう3学期が始まるので、中学校にとっては次年度に向けての準備というよりも大きな山で
ある入試がありますので、大事な3学期が始まったという感覚はありますが、所属長会では、
これからのことについて、次年度に活かす振り返りを、要は3学期というのは新学期のための
準備期間だということの話をさせてもらいました。

今年度の振り返りというのは、次年度に活かすための振り返りをしてくださいということが
まず冒頭、それから、異動するかしないか、辞めるか辞めないかということは別にして、とに
かく全員が必ず業務の引継書を作成するというので、自分自身がその場になくても、およ
そのことはペーパーで把握ができるという内容のものにしておいてください、という話をしま
した。

実態として、管理職両方ともいなくなるということも十分あり得るということもお話しまし

た。それから、自分自身はその場に残ったかもしれないけれども、担当が変わるということは十分あり得るので、必ず全員が引継書を作ってください、ということ伝えてほしいということを行いました。併せて、それらのことに付随するようなデータの保管場所、個人のデスクトップに常にありますではなく、お互いで自分のパソコンからどこにデータがあるかの確認ができるように共有をするということをお話させていただきました。

続けて、前回の教育委員会のときにも少しお話をした気がしますが、南海トラフに備えちよくなっていう研修データのプレゼン資料が今パート7です。これまで少しずつ修正を加えていったので、結果的にパート7になっています。来年度はパート8から始めたいと思って準備をしています。その準備している内容が、今まで使ってきたプレゼン資料のうちの大体半分ぐらいを入れ替えしようとしていて、その入れ替えの内容としては、個人の体験談を重視するという形でプレゼン資料を作り直している途中です。そのことについて紹介をしました。

香南市に来て講演をしてくれた狐鼻さんと昨日も1時間近く電話で話をしました。あなた個人がその時どうだったかみたいな個人の聞き取りというのは、今までに7、8人にやっています。それで、パート8に向けての準備をしていましたが、そのうちの3人ぐらいを選んで、個人の体験というのをデータに入れた段階でプレゼンがそれでも70分になります。ですので、今の段階では全員を紹介できるようなことは多分不可能です。これがまたパート9、パート10としながら、個人の体験をちょっとずつ入れ替えて、なるだけ多くの方を紹介していくというふうにこれから進めていきたいと思っています。

どういうことかということ、例示として挙げているのが 塩竈市というところになります。この塩竈市の津波防災センターに行った時に、そこの説明をしてくださる方がおいでで、その方から塩竈市の当時の様子のお話を聞くんですけど、その時にその説明をしてくださる方、「あなた自身は13年前にどこで何をされていたか。」とお伺いしました。すると、当時は「塩竈市に住んでいて仕事は仙台市内の専門学校の方で勤務をしていた。」という話でした。専門学校の卒業式が終わった直後に、式場で揺れを感じて近くの公園まで誘導した後、帰れない卒業生と一緒に校舎に戻ったそうです。この専門学校では他県から来た生徒がたくさんいたそうです。使える道、使えない道があったけれども、専門学校自体は浸水していない。他県から来ている専門学生を先生たちが順番に車で県外の自宅まで送り届けるということをやっていたということを言われていました。

それで、2日の夕方になって、職場から塩竈市の自分の家に歩いて帰っていたということですが、当時、2日目の段階では、誰も自分がそのとき何を見たか何をしたかということについては誰も語らなかった。

3日目の段階でもまだ停電がしていて、やっと津波の水が引いていった。食べ物をお互いに持ち寄って少し口に入れる程度だったと。でも、誰ももっと欲しいとは言わなかった。トイレのことが非常に困った。それから少しずつ、3日目になって、自分が何を体験したかということをは話し始めるようになった。

4日目になると、もう少ししゃべれるようになってきた。要は自分の辛かった体験を語る者が出てきて、徐々にコミュニケーションがとれるようになってきた。断水は10日間続いたってというのが当時の様子です。

ご家族の方について聞くと、橋の上から川を見ている親戚に会ったときに、その親戚が「私だけが生き残ってしまった。」とつぶやいていた。野蒜小学校という体育館に300人程避難してきていて、そこで200人くらいの方が津波の被害に遭ったという学校です。

当時、その方の奥さんのお母さんは、野蒜小学校で津波に遭っていた。「流れてきたものに捕まると体が浮いた。体育館の天井との隙間で息が出来た。油臭い黒い水だった。多くの人が渦にのまれていくのを見ていた。」母と一緒に野蒜小学校にいた従妹が、数日後にご遺体が川で見つかった。妻は従妹に会いに行った。きれいな顔だったけれども、体を見ることは出来なかった。奥さんのお兄さんは、消防団の副団長で、多くの遺体を集めた。五体そろっていないご遺体もあった。消防団ですから、市の職員じゃない方もご遺体を集めるという活動をせざるを得なかったということです。ここで五体そろっていないという状況があったので、同じ話なんです。その従妹の体を見ることは出来なかったっていうところですね。

10日過ぎて、寺の近くに仮土葬することになり、義理の兄もこれを手伝っていたと。

伝えたいことは、「何か手を打つ。逃げる場所は、安全で長い時間を過ごせる場所に逃げる必要があります。」ということでした。

もう1人。参考として紹介したのが、仙台市にある荒浜小学校という学校があります。ここは震災遺構として、人が見学に来てビデオが見ることができる施設になっている場所です。

そこで、当時の子どもたちがおとなになって昔を振り返った様子をしゃべっている、それと、当時学校の教員だった方が、その時のことを振り返ってしゃべっている、そういうビデオメッセージのコーナーがあります。

その中で、しゃべっていた当時、小学校3年生の担任だった方から「ビデオで流れていないようなこともお構いなかったら教えてください。」ということで、聞き取りをさせてもらうことが出来ました。

これはあくまでも抜粋ですけど、当時の体験として、学校に来た親子を引き留めていた。このときは引き止めるっていうルールはなかったそうです。多くの学校が迎えに来た子どもと一緒に帰してしまって、被害に遭ったっていうのがほとんどでしたが、そのまま学校にいていただいたらって声をかけていたと。それで、引き止めてもらったので命が助かったというふうに感謝されることがあったということです。

それから、引き取りに来た家族が、このご家庭にも学校に残ってくださいと声をかけたそうですが、「妹がいないんです。だから妹を見つけなくちゃいけないんです。」と言って、この先生のクラスの児童を連れて、ご家族が車で、みんなでその妹を探しにいった。この車に乗っていた祖母、それから両親、それからこの児童は皆、津波にのまれて亡くなりました。妹は実は家の近くで飛び出してきたところを、ご近所の同級生のお母さんが見かけてこの子と一緒に高台に逃げていたんです。お互いで連絡を取り合うすべがなかったので、そのことを知らずに家族は探しに行って、みんなが死んでしまったっていうことなんです。

津波はとても静かに近づいてきたが、木がバキバキ折れる音や家と家がこすれ合う音が急に聞こえた。津波は静かで不気味に近づいてきた。湖のような静けさが怖かった。

学校でみんな子どもたちを連れて屋上に逃げます。屋上から家が流れていく様子を見ていた。実はこの先生、自分の家がどこか分かっている、自分の家に津波が来るのを見ているんですね。だけど、そこで自分が慌ててしまうと子どもたちが不安になるので、祈りながら何も言わずにそのままそこにいたということでした。実際、ご家族の方は大丈夫だったんですけど、その様子は子どもたちに見せたくないと思って、屋上にみんないるんですけど、円を作って外を見させないようにさせたと。児童たちはその中で「お母さんが泳げない。」とか「家には犬や猫がいる。」というような不安を口々にしていた。そのときに「大丈夫だよ。」って声をかけたけれども不安しかなかった。全然大丈夫じゃない。無責任だと思いながら、「大丈夫。」と声をかけていた。

この後、屋上にヘリが迎えに行きます。小さい子どもから順番にヘリで救助をされて、全員一旦自衛隊に行きます。自衛隊に避難した夜、妹が見つからないと言って泣いていた児童の誕生日だった。みんなで泣きながらハッピーバースデイを歌った。

小学校の学習で、卒業生が「中学校ってこんなところだよ。楽しいよ。」と話をしに来てくれていた卒業生も亡くなっていた。

荒浜の子どもたちは家族を亡くした。私は教え子、友だち、親戚を亡くした。

「家族・知人の体験について教えてください。」と聞いた時に、お子さんがおいでたんです。小学校6年生と中学校3年生の2人のお子さんがいて、2人ともメンタル的な病気になってしまって、避難所での生活ができなくなったそうです。子どもは、当時のことを何もしゃべらなかった。目の前で流されていく人や遺体安置所の様子を子どもたちは見ていた。でも、その不安も話せるようになるまでに半年かかった。

それから、お姑に逃げようと声をかけたけれども、「逃げねえ。大丈夫だ、津波なんかこねえ。」と言われて、置いていくことができずにそこへとどまったお嫁さんも一緒に亡くなってしまった。

伝えたいことは、「普段から家庭でどうするか本気で相談し、家族は自分の力で逃げ切れていると信じて、自分の命を自分で守り切れる行動をとってほしい。家族が心配だろうけども、絶対にみんなは逃げていると信じて、家に戻ったりしないで決められた場所に逃げる、そういった行動をとる。そして、地域を好きになること、お互いが地域の良さを理解して好きになることが、助け合い皆で生きる近道になるはずだ。防犯、それから防災になる。」

防犯の話で、この方とは違う方と話した時に、丸々1年間窃盗が続いたそうです。その窃盗っていうのは外から来るそうです。中には、ホームセンターみたいなところに窃盗が入って、

捕まえたらみんな近所の主婦だったという話もありました。そういった切迫した状態の中で窃盗があったって話もありますが、そうではなく被災してないところから泥棒が来るんですね。そんな状況が丸々1年間続いたという話もありました。

「生きていてほしい。」というのが伝えたいこととして最後に聞いた話です。

こういった方たちの体験を参考として、「防災の最善を尽くしていきましょう。それから、最善を求め続ける防災教育の文化をつくっていきましょう。」と。

これも、ある校長先生と話をした時に、「何かメッセージ等ありますか。」って聞いた時、「高知県の方あるいは香南市の方は、もしかするといつ来るか分からない南海トラフを10年後かもしれない、30年後かもしれないって頭の中で思っているのではないだろうか。いつ来るか分からないっていうことは明日かもしれない、今かもしれないが、これが私の感じるいつ来るか分からないです。」という話をされたことがあります。

もし今来てくれたら、エネルギーがたまっている断層で地震、津波が起こるんですけど、もしこれが30年来ないとすると、30年断層のエネルギーはたまり続けることになるので、今言われている最悪にどんどん近づいていく。最も恐ろしい状態に年数が空くほどに近づいていくということは、30年後に備えないといけない準備は、今考えているものよりもっと大変かもしれない。ということは、最善を求めていくための防災教育の文化として、常に更新し続けていくということが定着していないと、そのとき子どもたちを守ることができないということです。そういったお話を、昨日の所属長会で自分の方からさせてもらいました。

自分からの報告については、以上です。

では次に、次長の方から次の日程のことについてです。

次長

来月の教育委員会ですけれども、第1水曜日の2月4日の午前9時から行いたいと思います。

それと、その次の3月ですけれども、3月議会の一般質問と第1水曜日が重なりましたので、3月2日の月曜日の午前9時からにしたいと思いますが、構いませんでしょうか。

(全員異議なし)

それでは、よろしくお願いいたします。

教育長

では、以上で、本日の委員会を終了します。お疲れさまでした。

閉会 午前12時00分